

日野市子ども条例 推進事業について





市が行っている条例推進事業

- 市内の全中学校の1年生に「日野市子ども条例」ポケット版を配布しています。
- 毎年7月1日を「日野市子ども条例の日」と定め(条例第10条)、条例の啓発事業を行っております。
- 児童館・学童クラブにはポスター等常設展示を行っており、日頃より「子どもの権利」について意識高揚を図るようしております。
- そのほか、市公共施設や図書館で、子ども条例の日に合わせてパネルや子どもの権利に関する図書の展示を行っております。
- その他、イベント等に出向いて、条例を知ってもらえるようにパネル展を行っている。



展示の様子1(令和6年度)

- みらいく内覧会での展示の様子



展示の様子2(令和6年度)

- みらいく内覧会での展示の様子



展示の様子3(令和6年度)

- みらいく内覧会での展示の様子





講演会の実施(令和6年度)

「日野市子ども条例の日」推進事業及び「みらいく」オープニングイベントとして、子どもオンブズパーソンである弁護士の鳥生先生を講師に迎え、講演会を実施しました。

日時:令和6年6月29日 午後1時30分より

場所:みらいく3階 多目的室

内容:子どもの声を“聴く”ということ

未就学児を含め、59人の市民の方から申し込みがありました。当日は市民の方のほか、市職員も聴講し、多くの反響をいただきました。



日野市子ども条例推進事業（講演会）

2024.6.29（土）

弁護士（日野市子どもオンブズパーソン）

とりゅう なおみ
鳥生尚美氏講演会



日野市放課後子ども教室「ひのっち」キャラクター「のっち」

テーマ

「子どもの声を“聴く”ということ」

～日野市子ども条例によせて～

≪講師経歴≫

平成18年10月	弁護士登録
平成19年11月	日本司法支援センターの常勤弁護士として 法テラス奄美法律事務所に赴任
平成22年7月	あけぼの総合法律事務所設立
令和2年4月	一般社団法人オンネリ設立
令和6年5月～	日野市子どもオンブズパーソン

東京三弁護士会多摩支部
性の平等に関する委員会、子どもの権利委員会、法教育委員会所属

日野市子ども包括支援センター「みらいく」
オープニングイベント

講演会

13:30～14:50
(受付開始13:00)

質疑応答

14:50～15:10

場所

日野市子ども包括支援センター
「みらいく」3階多目的室
(日野市神明1-13-2)

申し込み

6月20日(木曜)まで
先着70人

参加費

無料

TRANSFORMING OUR WORLD
SDGs IN ACTION HINO

主催

日野市

申し込み・お問合せ

日野市HPよりお申し込みください。



日野市子育て課
電話番号 042-514-8579
メールアドレス jidouf@city.hino.lg.jp



令和6年度講演会アンケートより

- (現在集計中)



ワークショップの実施(令和6年度)

- 子ども・若者の意見表明・社会参画の機会の確保を目的に実施
(日野市子ども条例第15条「参加の権利」の保障:令和6年度 市長所信表明)
 - ・ 日野青年会議所(JC)と日野市の共催
 - ・ 市で公募を実施し、かつJCのネットワークを駆使して参加者募集の声かけを行う
 - ・ JCメンバーによるワークショップのファシリテートの実施
- 【ワークショップ(日野市子ども若者未来創造会議～「未来のヒノ」を私たちがデザインしよう～)開催日】
- 第1回 8月25日(日曜)9:30-12:00 ワークショップ①
 - 第2回 9月29日(日曜)9:30-12:00 ワークショップ②
 - 第3回 11月3日(手をつなごう・こどもまつり) 成果発表
 - ・会場内に成果品を展示の予定
 - ・波戸副市長による発表内容の講評(予定)
 - ・ 広報ひの7月号で公募、LINE配信(市)
 - ・ 声掛けを開始+チラシ(データ)を活用して募集(JC)

→委員の皆さまも、お知り合いに対象となる方(39歳以下の市内在住・在勤・在学の方)がおりましたら、お声がけいただくよう、ご協力お願いいたします。若い方がワークショップに参加した理由を聞くと、先生に勧められた、親に勧められたなどの傾向が見受けられます。



日野市子ども若者未来創造会議（ワークショップ）



*** 参加者募集中！**
まちの未来を語り合おう

「まちの未来を考える」をテーマにワークショップを開催します。日野がもっとこうなったらいいなと思うことはありませんか？いろいろな人と関わりながら、日野のまちの未来について考え語り合い発信してみよう！



詳細

日時	場所
第1回 令和6年8月25日(日) 10時～12時	日野市子ども包括支援センターみらいく
第2回 令和6年9月29日(日) 10時～12時	日野市子ども包括支援センターみらいく (日野市神明1-13-2)
第3回 令和6年11月3日(日) 10時～14時	日野市市民の森ふれあいホール ※ 具体的な内容と時間は決まり次第お知らせします。(日野市日野本町6-1-3)

対象 39歳以下の日野市に在住・在学・在勤の方

定員 35名（定員になり次第お申し込みを終了いたします。）



お申し込み方法 二次元コードからフォームにご入力ください。 7月17日(水)締切

お問い合わせ

主催 日野市 子ども部子育て課 電話042-514-8579

共催 一般社団法人日野青年会議所





今後の取り組みの予定

◆(案1)特に小中学生への周知を促進するための子ども条例啓発アニメーション動画の制作

- 「副読本」だと子どもたちが難しく思ってしまう、なかなか手に取ってもらえないことも考えられるため、動画(映像)を活用することで「日野市子ども条例」の啓発を促進する
- 制作後に日野市公式YouTubeチャンネル上に公開し、広く市民及び日野市に関わる人に見てもらおうことで、「子どもの権利」を広く知ってもらおう
- 相談・救済機関(子どもオンブズパーソン・子どもなんでも相談等)についても知ってもらう機会とする

◆(案2)簡単に手に取れるリーフレットの作成

- ポケット版の条文だと身構えてしまうので、かみ砕いた内容を記載したリーフレットを作成し、周知啓発活動に利用する



リーフレットのイメージ

子どもには、子どもの権利があるんだよ

「権利」があると、自分がやりたいことは自分で決められるんだよ！

子ども条例には、4つの権利と役割が書かれているよ

- 育つ権利
- 参加する権利
- 生きるとは権利
- 守り守られる権利

「日野市子ども条例」のこと少しは分かったかな？

「日野市子ども条例」の動画もあるよ

こちらへ ▶

こちらへ ▶

～ お問い合わせ ～

日野市子ども部子育て課
電話:042-514-8579(直通)
ファクス:042-586-1855
電子メール:jidouf@city.hino.lg.jp

日野市子ども条例

子ども条例は、日野市の子どもたちが健康に育ち、自分らしく生きられるよう、みんなで守っていくことが書かれているよ！

日野市保健課子ども教室「ののつち」キャラクター「ののつち」

平成20年7月1日から使われはじめたんだって。みんなが生まれる前から？

日野市

日野市子ども条例を紹介します

これだけでも覚えよう！！

子どもは、ひとりの人間として、みんな大切にされるよ。

子どもは、いじめられたり、嫌な思いをしないように守られなければならないよ。

子どもは、みんなから愛され、安心できる居場所をリラックスして過ごすことで成長していくよ。また、生きていくために必要なことを家族や地域の色々な人から教えてもらえるよ。

子どもは、おとなと一緒に、地域で活躍するひとりの市民として大切にされるよ。そこで自分の意見を言えるし、その意見は大切にされるよ。

子ども条例はこの4つを大事にしているんだね！

子どもの権利のために、みんなに守ってほしいこと

1. 自分を大切にするのはもちろん、他の人のことも大切にね。
2. すべての子に「権利」があるから、他の人の「権利」も守らないといけないよ。
3. 権利といっしょに社会のルールを知り、自分も守るように頑張ろう。

生きる権利ってなに？

命が守られること、愛情をうけること、きちんとした生活ができることなど、子どもが安心して生きるために必要な権利だよ。

育つ権利ってなに？

子どもが元気に成長するために必要な権利だよ。安心できる居場所があること、遊ぶこと、字がこと、様々な体験をすることがあるよ。

守り守られる権利ってなに？

いじめや虐待、差別といったひどいことから、自分を守り、守られるための権利だよ。

参加する権利ってなに？

社会に参加するために、自分の意見や考えを自由に言うことができ、受け止めてもらう権利だね。